

社会福祉法人 室蘭市社会福祉協議会
布団乾燥サービス事業実施要綱

平成6年4月1日 制 定
平成7年4月1日 一部改正
平成23年3月29日 一部改正

(目的)

第1条 布団乾燥サービス事業（以下「事業」という。）は、在宅の高齢者、重度身体障害者等に布団の乾燥と洗濯のサービスを実施して健康保持と福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、室蘭市に居住し、ねたきりであって次の各号に該当し現に在宅する者とする。

- (1) 要介護4以上の介護認定を受けている65歳以上の高齢者
- (2) 体幹機能障害、下肢機能障害2級以上の者で、身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) その他、特に会長が必要と認めた者

(申請手続)

第3条 この事業を受けようとする者は、申請書（様式第1）を室蘭市社会福祉協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

(決定、却下)

第4条 会長は、申請を受けたときは対象者の生活・身体状況等を考慮して、可否を決定し、申請者に決定通知書（様式第2）、又は却下通知書（様式第3）により通知することとする。

(廃止)

第5条 会長は、この事業を受けている者が次の各号に該当したときは、廃止することができる。

- (1) 室蘭市から転出したとき
- (2) 辞退があったとき
- (3) その他、会長が事業の対象者として不適當、又は必要がないと認めたとき

(利用料)

第6条 事業の利用料は、無料とする。

(事業の提供)

第7条 事業は、室蘭市社会協議会と事業の契約した業者へ依頼書（様式第4）により、対象者が常時使用している敷布団・掛布団等を必要に応じて提供することとし、乾燥サービスについては2ヶ月に1回、洗濯サービスについては半年に1回を原則とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月1日から試行する。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。